

2025年1月23日

お客様各位

ハウスプラス中国住宅保証(株)

「住宅性能評価」及び「長期使用構造等であることの確認」の構造基準の改正及び  
事前相談申請の提出期限について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年4月1日から、品確法に基づく「第5評価の方法の基準1構造の安定に関する  
こと」の基準が改正され、4月1日以降に「住宅性能評価」及び「長期使用構造等である  
ことの確認」の本受付を行う事前相談申請物件から新基準が適用となります。

下記の理由から3月末日までの交付をご希望の場合、「住宅性能評価」及び「長期使用  
構造等であることの確認審査」の事前相談申請物件は下記期限までにご提出ください。

ご不便ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

■下記の事由に該当する申請物件について提出期限を設けるものです。

- ・3月末までに所管行政庁へ長期優良の認定申請を行い、3月末までに着工する場合
- ・構造の旧基準での審査をご希望される場合

■**事前相談申請物件の提出期限**：2025年2月21日（金）

なお、上記期限までにご依頼頂いたものであっても、状況によっては住宅性能評価書及  
び長期確認書の発行が、2025年3月末日に間に合わない場合もございますので、予めご了  
承ください。

以上